

2 搬出入経路の妥当性

- 搬出入ルートは、国道52号線(甲西道路)から南アルプス市道八田4号線(幅員5.0m)及び南アルプス農道八田88号線(幅員5.3m)であり、十分な幅員を有している。
- また、隣接採石工場と通行に関する協定を結んでおり、御勅使川の堤防道路から採石工場を経由しても当該地への進入が可能となっている。
- 今回の増設により、10t車の台数が5台増えることとなるが、搬出入経路は幹線道路であることから影響は少ない。
- 施設前の市道は、ほこりや排気ガス等を軽減するために、速度制限を設けると共に、農耕車を優先するよう運転手に周知する。また、搬入車両が集中した場合、施設南側の自己所有地を待避所とし、渋滞回避に努める。



周辺状況写真①

国道52号線(八田方面より)



周辺状況写真②

国道52号線(双葉方面より)



周辺状況写真③

国道52号線(双葉方面より)



周辺状況写真④

国道52号線・市道八田4号線



周辺状況写真⑤

計画地への進入路



3 施設計画の妥当性

○ 配置計画

- 搬出入車輛の動線計画、待機車輛スペースの確保、従業員及び来客駐車スペースの確保等、敷地での混乱がないよう有効な計画がなされている。

○ 緑化・景観への配慮

- 計画地の緑化については、当初計画時に緑化条例の基準である5%以上の5.44%としており、今回の計画による変更はない。

○ 環境部局との協議

- 山梨県廃棄物処理施設設置に関する指導要領による事前協議が平成29年2月6日付けで終了しており、施設設置許可の手続きが並行して進められている。

4 環境公害対策の妥当性

○ 大気汚染について

- 増設する破砕施設は屋外に設置するため、散水を十分に行うと共に強風時には作業を中止する等の飛散防止対策を行う計画となっている。

また、圧縮施設については屋内に設置するため周辺環境への影響は少ないと考えられる。

○ 水質汚濁について

- 本施設の稼働に伴う排水の発生要因はない。

○ 悪臭について

- 本施設の稼働に伴う悪臭の発生要因はない。

○ 騒音について

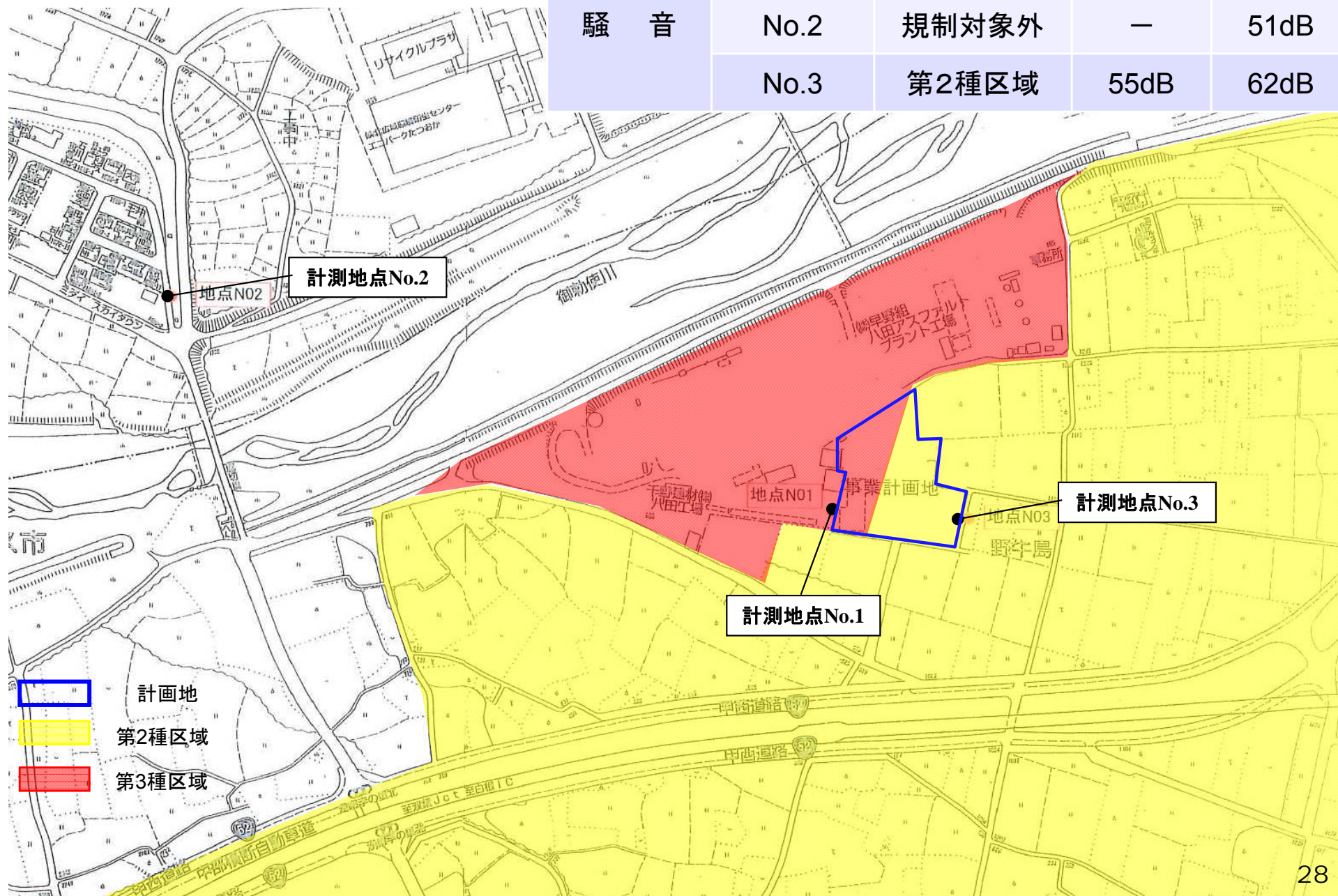
■ 産業廃棄物処理法に基づく生活環境影響調査の結果、No. 3の地点において規制を超過することとなった。

しかし、施設周辺は水田、畑地帯となっており、周辺に民家が存在しないことから、生活環境への影響は小さいとの結果であった。

この結果を踏まえて、事業者と南アルプス市間で協議を行い、処理施設の同時稼働を避けることや今後周辺に人家等ができ、生活環境が損なわれるような場合には防音壁等の対策を講じることとしている。

周辺状況図

調査事項	調査地点	区 域	基準値	予測値
騒 音	No.1	第3種区域	65dB	63dB
	No.2	規制対象外	—	51dB
	No.3	第2種区域	55dB	62dB



○ 振動について

- 上記調査の結果、振動規制法の規制基準以下であり、施設稼働に伴う振動の生活環境影響は小さいとの評価であった。

調査事項	調査地点	区 域	基準値	予測値
振 動	No.1	第2種区域	65dB	54dB
	No.2	規制対象外	—	25dB
	No.3	第1種区域	60dB	53dB

5 地元住民等との合意形成等

○ 市町村の意見等

- 南アルプス市都市計画審議会の議を経て、市長より「支障ない」旨の意見が出されている。

○ 地元住民等

- 当該施設の隣接地の地権者及び野牛島区長に個別訪問にて説明し、全員の合意が得られている。